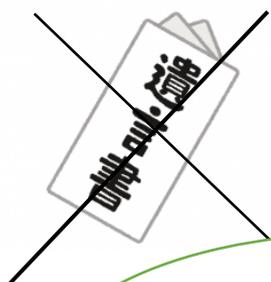


- ⑤ 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。



原本は公証役場で保管される
＝滅失・棄損、破棄・隠匿、偽造・変造、不発見等のおそれがない



方式不備での遺言無効となるケースがほとんどない

公証人が本人の遺言応力を判断した上で作成するため、遺言能力をめぐる争いが予防できる



遺言書複数ある場合、公正証書遺言、自筆遺言書に拘らず、矛盾する範囲で後から書かれた方が優先されます。